

前橋市監査委員公表第17号

前橋市長、前橋市議会議長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年1月18日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	宮	田	和	夫
同	横	山	勝	彦

都市計画部定期監査結果に係る措置通知書

措置日 平成29年12月20日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：都市計画課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） 路上違反広告物除却業務において、実施起案に予定価格が記載された予定価格調書を添付しており、秘密の保持が確保されていない状況であった。 契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。</p> <p>2 備品の有効活用について（要望事項） 備品の管理状況において、既に終了した事業で使用した投光器を40点有しているが、その多くが地下倉庫に保管されたまま使用していない状況であった。 使用していない備品の有効活用を図るため、所属替や売却を行うなど検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：建築指導課】</p> <p>1 現金保管方法の見直しとレジスターの導入について（要望事項） 収納した現金の保管方法において、1日に収納する現金が高額になることが多いため、収納した現金は業務終了に合わせ即日夜間金庫に入金しているが、業務時間中は職員机上の開放された状態の手提金庫で保管していた。 また、建築指導課で取扱う複数の現金収納事務において、窓口で現金領収書を交付しているが、日々の収納件数も多く、事務の煩雑化を招いているとともに、現金領収書の印刷費用、使用枚数等の経費面から考えても見直しが必要であるものとする。 現金の安全な保管、事務の効率化及び経費節減等の観点からレジスターの導入について検討されたい。</p>	<p>契約事務については、予定価格調書の取り扱いに係る確認不足により実施起案に添付してしまったことから契約規則、契約事務取扱規定及び役務等業務委託契約事務マニュアルを再確認し、係内でも情報共有を図るとともに今後の誤りを防ぐため、研修を実施した。</p> <p>備品の有効活用については、投光器40点のうち、ライトアップ事業の協力者に貸与しているものを除く22点を地下倉庫にて保管していたが、千本桜等のライトアップに有効活用が図れる公園管理事務所と協議のうえ、平成29年11月30日付けで所属替えの手続きを実施し、翌12月1日に投光器22点の引き渡しを実施した。</p> <p>レジスターの導入については、現金の安全な保管、事務の効率化及び経費削減等の観点から平成29年度中に購入し、取り扱う収納金の一部について運用を開始することを決定した。また、業務時間中は、レジスターでの現金保管が可能となることから手提金庫は廃止とする。なお、平成30年度より建築指導課で取り扱う全ての収納金について、レジスター運用することを決定した。</p>
<p>【監査対象所属：区画整理課】</p> <p>1 財産管理事務について（指摘事項） 駒形第二（仮称）先行買収用地（行政財産）</p>	<p>無断使用の防止策については、現在無断使</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>である駒形町157番地26所在土地ほか1件において、車両の駐車及び物干しの設置など無断で使用されており、不適正な管理状況が常態化していた。</p> <p>柵の設置による境界の明示、または使用者を特定し行政財産目的外使用許可による使用料の徴収等について検討し、財務規則にのっとった適正な管理を行うように改善されたい。</p>	<p>用している者に対して、再度、市の所有権の確認及び、退去又は撤去の勧告を実施し、柵等の設置を行う。また、状況に応じて使用者を特定し行政財産目的外使用許可による使用料の徴収を行う。併せて、定期的な現場確認を実施することを決定した。</p>

議会事務局定期監査結果に係る措置通知書

措置日 平成29年12月13日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：議会事務局】</p> <p>1 補助金等交付事務について（指摘事項） 平成28年度政務活動費における収支報告書及び領収書等の証拠書類において、会派報作成費の一部で二重計上されているものがあった。 過剰交付となっている政務活動費は速やかに返還を求めるとともに、証拠書類の精査をより厳密に行うなど内部統制機能の強化に努められたい。</p> <p>2 政務活動費の運用指針の見直しと公開について（要望事項） 政務活動費の運用指針において、指摘事項のような二重計上を防ぐため専用口座の設置を規定するとともに、政務活動費に係る判例・判決や社会情勢の変化などに応じ、内容の精査を適宜行い、見直しを行うものとされていることから、更なる透明性を確保するため、今後も継続的な研究と情報収集に努めながら、積極的な見直しを図られたい。 また、全国はもとより、県内でも政務活動費の運用指針をホームページ等で公開する都市が増えつつある現状を踏まえ、本市においても指針の公開について検討されたい。</p>	<p>補助金等交付事務については、該当会派に監査結果の伝達を行い、会派報制作費の一部で二重計上となっていた過剰交付分について平成29年度歳入として受入処理した。</p> <p>また、政務活動費収支報告書に係る証拠書類に関しては、項目ごとの書面審査に加え、科目全体での整合性や関連性にまで注意を払い、審査に係る人員体制を整えて、より厳密に精査できるよう今後改善していくこととした。</p> <p>政務活動費の運用指針の見直しについては、来年度の政務活動費交付に向け、政務活動費の専用口座を設置することを検討していくとともに、今後も判例や実例、社会情勢などを勘案しながら適宜見直しを検討していくこととした。</p> <p>また、政務活動費の運用指針の公開については、来年度に平成29年度の政務活動費収支報告書を公開する際に併せてホームページ等で公開することを検討していくこととした。</p>